

第3次小郡市行政改革行動計画を策定しました

●問合せ先 企画課企画政策係 ☎72-2111内線224

市では、平成24年に策定した第2次小郡市行政改革行動計画に基づき行財政改革を推進してきましたが、現計画が平成28年度で終了することを受け、新たな行財政改革の指針となる「第3次小郡市行政改革行動計画」（平成29～33年度）を策定しました。

策定の経過

計画の策定に当たっては、市長を本部長とする行政改革推進本部会議で検討が進められました。また、有識者、市民公募委員などで構成する小郡市行政改革推進委員会でも審議を重ねられ、2月には市長への答申が行われました。

答申では、①管理職を対象とした研修の充実、女性職員の登用推進など、能力ある人材の育成に努めること②ふるさと納税の推進、企業誘致の実現など、積極的な収入の確保に取り組むことが市長へ要望されました。

市は、委員会からの答申を受け、計画を策定しました。



▲平安市長へ答申書を手渡す
右田喜章会長(中央)と木村淳副会長(左)

第3次小郡市行政改革行動計画(平成29～33年度)

1 市民との協働

- | | |
|---------------|--|
| (1)協働によるまちづくり | 各小学校区の「協働のまちづくり組織」の支援や、地域課題解決に取り組む市民活動団体への助成などを行うことにより、協働によるまちづくりの推進に取り組みます。 |
| (2)市民参画の推進 | パブリックコメントの実施や審議会などへの公募委員の登用により、市民が市政へ参加する機会の確保に努めます。また、行政情報を積極的に発信・公開していくことにより、市民との情報の共有化を図り、市民参画の推進に取り組みます。 |

2 効果的・効率的な行政運営

- | | |
|----------------|--|
| (1)人材育成と組織力の向上 | 人事評価制度の活用や職員研修の充実、職員の健康管理などに取り組むことで、能力ある人材の育成に努めます。また、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応するために、柔軟な組織体制の構築に努めます。 |
| (2)行政経営の改革 | ICTや行政評価の活用により、業務の見直しを進めるとともに、広域行政や民間活力を活用し、効率的な行政運営を図ります。 |

3 健全な財政基盤の確立

- | | |
|----------|--|
| (1)歳入の確保 | 企業誘致、有料広告掲載、ふるさと納税の推進など、収入の確保に取り組みます。また、市税を含めた債権について、滞納整理の強化に努め、収納率の向上を図ります。 |
| (2)歳出の抑制 | 普通建設事業や補助金の抑制に取り組み、経費の削減に努めます。また、市債残高の縮減を図るとともに、特別会計などの健全化に努めます。 |

※計画の詳細を、市ホームページ(ホーム▶市政情報▶計画・行革・広域行政▶行政改革)に掲載しています